



平成23年5月12日

各 位

会社名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本哲也
(コード番号 8052 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員 宮崎 捷
(TEL. 06-4795-8806)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催予定の当社第108回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に従い、それぞれとの間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を、定款第32条（取締役の責任免除）第2項および第42条（監査役の責任免除）第2項に新設するものであります。

なお、第32条第2項の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成23年6月29日（水曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成23年6月29日（水曜日）

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第32条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第32条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第42条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第42条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>